

市民税・県民税申告書

(法第 294 条第 1 項第 2 号)

宛先 古賀市長

令和 年 月 日

申告者	住所													
	(フリガナ) 氏名							生年月日	大正・昭和・平成・令和			年	月	日
	電話番号													
マイナンバー														
古賀市にある物件の区分 (裏面のフローチャートで ご確認ください)		☐ 1. 家屋敷に該当している ☐ 2. 事務所、事業所(店舗、工場)に該当している ☐ 3. どちらにも該当していない												
物件の所在地		古賀市												
(事務所・事業所の場合) 屋号														

【事務所、事業所(店舗、工場)とは】

事業の必要から設けられた人的、物的設備を備えており、そこで継続して事業が行われる場所をいい、必ずしも自己所有のものとは限らず、借りていても該当します。

例

医師、弁護士、税理士、諸芸師匠などが住宅以外に設ける診療所、事務所、教授所など、また個人事業主が自宅以外に設ける店舗など

【家屋敷とは】

自己又は家族が居住の用に供することを目的として、住所地以外の場所に設けた家等をいい、必ずしも現に居住していることを要しません。また、自己所有の物とは限らず、借家でも該当します。

例

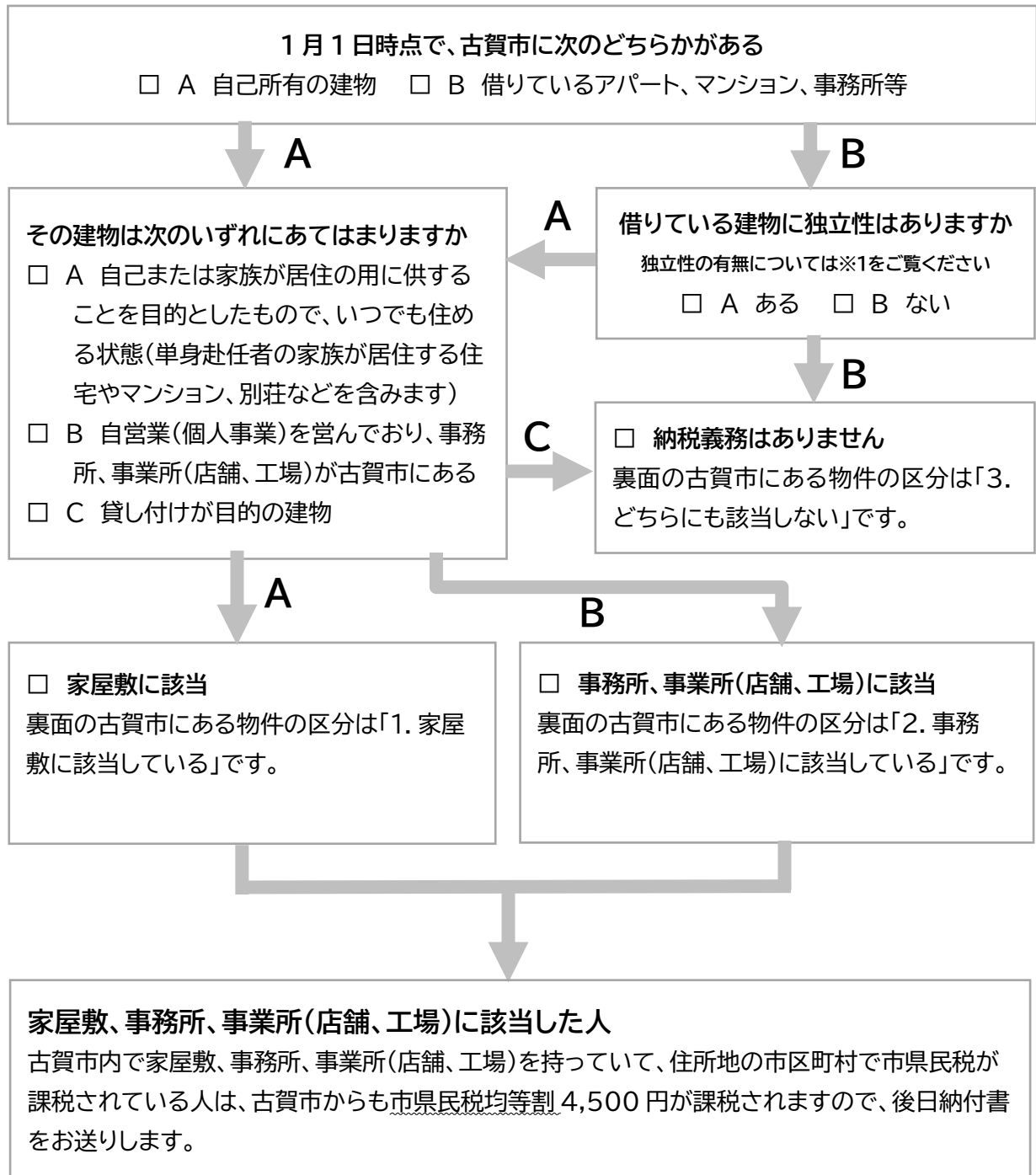
常時は家族を住ませ、時々帰宅する関係にある住宅や別荘、マンション、アパート等も該当します。

古賀市市税課市民税係

 092-942-1126

フローチャート

必ず該当する項目に☐を入れて進んでください。



※1 独立性の有無について

実質的な構造が独立した家屋と同じであれば「独立性あり」、出入口、台所、トイレ等が共用のような下宿や寮は「独立性なし」となります。